

「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金説明会」のご案内

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、国から「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（以下「一時支援金」という。）が給付されます。

大分商工会議所では、一時支援金の受給の可能性のある事業所向けに説明会を開催いたします。

下記給付対象に該当される方で、申請をお考えの方は、裏面の説明会参加申込書に必要事項をご記入のうえFAXでご送付いただくか、当所ホームページhttps://oita-cci.or.jp/chuki_topからお申し込みください。

開催日時 令和3年3月24日（水） 13時30分～15時00分
（質疑応答を含む）

開催場所 大分商工会議所ビル6階大ホール
（大分市長浜町3丁目15-19）

定 員 200名（定員になり次第締め切ります）

一時支援金の概要

■ 給付対象のポイント

- ・緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ・2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少した事業者

■ 給付額

2020年又は2019年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3ヶ月

中小法人等：上限60万円 個人事業者等：上限30万円

対象期間：1月～3月

対象月：対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月から任意に選択した月

■ 申請期間

令和3年3月8日（月）～5月31日（月）

*申請には事前確認が必要です。当所にて事前確認する場合は、お早めにご連絡ください。

- 詳細は専用ホームページ→<https://ichijishienkin.go.jp>をご覧ください。

給付金事務局（相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口）

フリーダイヤル 0120-211-240

IP電話等からの問い合わせ 03-6629-0479（通話料がかかります）



FAX番号 097-536-3143 にご返信ください。

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金説明会 参加申込書

開催日時 令和3年3月24日(水) 13時30分～15時00分
(質疑応答を含む)

開催場所 大分商工会議所ビル6階大ホール
(大分市長浜町3丁目15-19)

定員 200名(定員になり次第締め切ります)

申込日(令和 年 月 日)

| | | | |
|------|--|---------|--|
| 事業所名 | | 業種 | |
| 所在地 | | 電話 | |
| 参加者名 | | F A X | |
| | | メールアドレス | |

※メールアドレスに受付案内を送信いたします。

※ご記入いただいた情報は、参加名簿作成および商工会議所からの各種連絡・情報提供にのみ利用させていただきます。

(注) 新型コロナウイルス感染症拡大防止について

- 参加者はマスク着用、アルコール消毒にご協力をお願いします。
- 当日に発熱や咳が出る方はご参加をお控えください。
- 状況によっては中止する場合があります。

お問合せ

大分商工会議所 中小企業専門指導部

TEL : 097-536-3258 FAX : 097-536-3143